

毎週火、金曜日発行（但休日相当日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（日曜日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 道路区域の変更
ビロプラズマ病検査の実施
牛の肝てつ検査の実施
漁船損害補償法第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 道路交通法の規定による聴聞会の開催
- ◇家畜人工授精師の免許授与

告示

◇正誤 昭和三十六年三月十日付け鳥取県人事委員会規則第八号及び第九号中訂正

鳥取県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、この告示の日から十日間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	別旧新	敷地の幅員	延長	備考
一級国道	九号		米子市車尾字倉敷一、二五八番ノ三地	旧	一八・二二・五 メートル	一四・五 メートル	
				新	一八	一四・五	一、二五八番ノ三地を廃止したため

鳥取県告示第百五十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
血液検査

別表

ピロプラズマ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

三月二十二日	日野郡日南町大宮、阿毘縁	大宮、阿毘縁家畜 検診場
二十三日	山 上	山 上
二十四日	石 見	石 見
二十五日	福 栄	福 栄
二十七日	黒 坂	黒 坂
二十八日	日 野 上	日 野 上
二十九日	多 里	多 里
三十日	大 宮	大 宮
三十一日	山 上	山 上

鳥取県告示第百五十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
肝てつ検査…皮内注射反応、虫卵検査法

別表

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月二十日	鳥取市中ノ郷	中ノ郷家畜検診場
二十一日	神 戸	神 戸
二十二日	明 治	明 治
二十三日	東 郷	東 郷
二十四日	末 恒	末 恒
	岩美郡岩美町浦富	浦富

二十五日 鳥取市倉田 倉田

二十七日	湖 山、中ノ郷	湖 山、中ノ郷
二十八日	鳥取市千代水	千代水
	岩美郡岩美町本庄	本庄
二十九日	鳥取市美穂	美穂
	岩美郡岩美町蒲生	蒲生
三十日	小 田	小 田
	鳥取市大和	大和
三十一日	米 里	米 里
	岩美郡岩美町岩井	岩井

鳥取県告示第百五十八号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県西伯郡名和町大字御来屋 今出 幸一

同 右 松田 鶴吉

2 加入区

御来屋加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

御来屋漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年三月十七日から昭和三十六年四月十五日まで

2 縦覧の場所

御来屋漁業協同組合事務所

鳥取県告示第百五十九号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）

第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

境港市上道町 佐々木勇三

同 右

2 加入区

上道加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

上道漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年三月十七日から昭和三十六年四月十五日まで

2 縦覧の場所

上道漁業協同組合事務所

免許番号

家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類

五四四

牛

住

鳥取県日野郡日野町別所一五六番地

所

氏

生田

名

章

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日 時 昭和三十六年三月二十日 午後一時

鳥取県告示第百六十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 場所 鳥取県教育委員会事務局（図書館庁舎）

三 議題 1 昭和三十六年度県立高等学校入学者第二次募集について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年三月二十五日 午前十一時から
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者住所及び氏名

岩美郡岩美町岩本三六五

酒本 勝義

鳥取市松並町

岩成 正光

八頭郡智頭町智頭一、八三五

寺坂 守蔵

正 誤

昭和三十六年三月十日付け鳥取県人事委員会規則第八号及び第九号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

規則番号	頁	段	行	項	欄	組織名	誤	正
第八号	9		10			人事委員会	二等級	次長
"	"		7			中央病院	三等級	薬剤師
"	15					保健所	一等級	技術吏員
"	"					中央病院	二等級	婦長
"	11		8			山陰酪農講習所	地方労働委員会	山陰酪農講習所
"	"					地方労働委員会	欠長	次長

第九号

21

上

2 終りから

" " " "

" 29 28 "

" " " "

2 " 3 " 11 "

給料月額が昇任

給料月額が、昇任

おいては採用直前

おいては、採用直前

別表第四一

別表第四一

別表第八一注二

別表第八一注二

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込みれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金を添えて申し込みます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可、発行日、火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月額 二〇円(配送料共)〕